

平成29年度 第3回西脇市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 開催年月日 平成30年2月2日(金)
- 2 開催場所 生涯学習まちづくりセンター 会議室2
- 3 開会及び閉会時刻 開会 午後1時30分
閉会 午後2時30分
- 4 出席委員 池 添 正 洋 委員
岡 崎 年 一 委員
武 部 紀 子 委員
大 隅 昭 幸 委員
和 田 良 勝 委員
藤 原 一 幸 委員
伊 藤 正 之 委員
長 井 孝 章 委員
東 田 町 子 委員
藤 原 珠 美 委員
藤 原 透 委員
- 5 欠席委員 藤 原 榮 子 委員
- 6 会議録署名委員 大 隅 昭 幸 委員
藤 原 透 委員
- 7 説明のため出席した者の職氏名
西脇市長 片 山 象 三
くらし安心部長 高 田 洋 明
保険医療課長 長 井 恵 美
保険医療課保険担当主査 中 根 伸 也
保険医療課主任 東 野 雅 美
健康課介護予防担当主査 西 村 香
税務課長 高 橋 芳 文
税務課課税担当課長補佐 橋 口 昌 史
- 8 傍聴人 5名
- 9 会議に付した案件
 - (1) 審議事項
 - ア 西脇市国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について イ
 - その他
 - (2) その他

平成29年度第3回西脇市国民健康保険運営協議会会議録

発言者	記 事
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○開会 ○委員紹介 ○委員の委嘱 <ul style="list-style-type: none"> ・市長から各委員へ委嘱状の交付 ○会議成立の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・委員1名欠席のため、本日の出席委員は11名。過半数以上の出席により会議は成立
市 長	<ul style="list-style-type: none"> ○市長あいさつ <ul style="list-style-type: none"> ・国保の都道府県単位化の施行が4月からと迫ってきている。 ・1月に兵庫県から提示があった国保事業費納付金額及び標準保険料率を基に、市において平成30年度の国民健康保険の保険税額等を検討してきた。 ・新聞報道にあった「市町の保険料基準額」についても説明する。 ・本日の会議では、平成30年度の国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について諮問させていただく。非常に複雑な仕組みとなっているが、慎重な御審議をいただくようお願いする。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○会長及び職務代行者の選出 <ul style="list-style-type: none"> ・選出方法について、事務局一任の声 ・事務局より、会長に長井孝章委員、会長職務代行に池添正洋委員を指名→拍手により承認
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ○会長あいさつ <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き会長を務める。委員各位のお力添えをお願いしたい。 ・平成30年4月から国保の県単位化がスタートする。 ・本日は、国保の制度改正等に係る国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について審議いただく。事務局から説明を行うので、忌憚のない意見をいただきたい。
事務局 市 長	<ul style="list-style-type: none"> ○傍聴者5名を報告 ○諮問 <ul style="list-style-type: none"> ・諮問書の写しを各委員に配布 ・市長から会長へ「国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について」を諮問 ・市長退席 <p>(進行を事務局から会長へ交代)</p>

<p>会 長</p>	<p>○会議録署名人選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議録署名人に大隅昭幸委員と藤原透委員を指名 <p>○審議事項 西脇市国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の改定には、4月からの国民健康保険の県単位化が大きく影響しているので、制度の改正について事務局に説明を求める。
<p>事務局</p>	<p>○説明（パワーポイント使用、画面の写しを参考資料として添付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なぜ県単位化するのか <ul style="list-style-type: none"> 被用者保険に属さないすべての方が加入する国保は、国民皆保険の最後の砦としての役割を担っている。国保は、被保険者数の減少、年齢層が高い、医療費水準が高い、所得に占める保険税負担が高いなど構造的な問題を抱え、財政が脆弱化している。この国保を安定的に運営するため、県単位化により財政基盤を強化しようとしている。 ・ 県単位化後の事務や手続きについて <ul style="list-style-type: none"> 変更点は、県と市が共同して保険者となること。保険証には保険者として兵庫県と西脇市が連名で記載される。 資格取得・喪失の届出、療養費や高額療養費等の保険給付に係る申請手続き、申請に基づく支払い、国民健康保険税率の決定、保険税の賦課・徴収、特定健診等の保健事業の実施はこれまで同様、西脇市が行う。 高額療養費の多数回該当は今回変更となる。多数回該当は、過去12か月間に高額療養費の支給が4回以上あった場合、自己負担限度額が減額される制度。これまでは市外に異動すると回数を引き継ぐことができなかったが、県が共同保険者になることから、兵庫県内での転居については国保資格が継続し、多数回該当は県単位での通算となり、被保険者の負担軽減につながる。 ・ 県単位化後の財政運営 <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県は、財政運営の責任主体となり、市町ごとの国保事業費納付金を決定。市町が行う保険給付に必要な費用の全額を市町に対して支払う。県にも国保特別会計を設置し、県単位での国保財政を管理する。西脇市は、県が決定した国保事業費納付金を県へ納付し、県へ納める納付金の財源として、保険税を賦課・徴収する。 ・ 県単位化後のイメージ図 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者・西脇市・医療機関との間での事務手続きやお金の動きに

<p>会 長</p>	<p>については変更なし。変更点は、県が保険者として加わり、西脇市と兵庫県が共同の保険者となること。県は国保事業費納付金の決定を行い、市は提示された国保事業費納付金を県へ納める。県から市へは、保険給付費として必要な額の全額を保険給付費等交付金として交付。</p> <p>(質問・意見 なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金について、事務局の説明を求める。
<p>事務局</p>	<p>○説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金について <p>国保事業費納付金とは、保険給付費等、県全体に必要な費用から、国からの交付金等の収入を差し引いた額を、各市町に按分したもの。医療分、後期支援分、介護分の3種類が提示される。</p> <p>医療分とは、国保被保険者の保険給付費の財源となるもの。後期支援分とは、75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度の医療給付費の財源の一部となるもの。後期高齢者医療は0歳から74歳までが支える仕組みとなっており、国保などの保険者は、支えるための財源を保険料(税)として徴収する。介護分は、介護保険制度の介護給付費の財源の一部となるもの。40歳から64歳までの2号被保険者の保険料は保険者が徴収している。</p> ・納付金の算定方法について <p>県全体に必要な費用、保険給付費などが3,950億円、国からの交付金収入2,775億円を差し引いた残額1,175億円が県全体での納付金算定基礎額となる。この額を、市町ごとの医療指数や所得シェア、被保険者数シェア、世帯数シェアによって各市町に按分される。按分された8億8,250万円に、市町によって支給額が異なるために県全体の費用で見込むことができない出産育児一時金、葬祭費等の保険給付費を足しこみ、市町によって個別に算定される交付金を除いた、8億6,980万円が西脇市の国保事業費納付金となる。これらは医療分に係る額であるが、同様の方法で、後期支援分、介護分も算定される。また、これらは一般被保険者分のみのもので数字であるが、後の資料では退職被保険者分も含まれるため数字が異なっている。</p> <p>これらの算定の結果、平成30年1月16日に国保事業費納付金として県から提示された額は、医療分・後期支援分・介護分を合わせ、退職被保険者分を含んで、総額11億9,894万円となり、この事業費納付金は来年度予算で措置し、県へ納付することとなる。前回の運営協議会で提示した額より増加している要因は、県全体の保険給付費が</p>

<p>会 長</p>	<p>増加したため。</p> <p>(質問、意見 なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定内容等について事務局に説明を求める。
<p>事務局</p>	<p>○説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の地方税改正の中で国民健康保険に係る内容について説明（昨年12月22日に閣議決定された税制改正大綱に基づくもの）。 ・課税限度額の改正 <ul style="list-style-type: none"> 課税限度額とは、年間保険税額の上限のことで、医療分・後期支援分・介護分それぞれに設定されている。現行は医療分54万円、後期支援分19万円、介護分16万円、合計89万円。改正により医療分が58万円に引き上げられ、合計93万円となる。課税限度額改正により、現行税率の場合、約100世帯が引き上げによる影響を受ける見込み。 ・軽減判定所得基準の改正 <ul style="list-style-type: none"> 低所得者に係る保険税の軽減は、世帯の所得に応じて2・5・7割の軽減措置を行っており、被保険者の人数に賦課する均等割額と世帯に賦課する平等割額について、軽減割合分を減額する。今回の改正では、2割軽減の判定をする被保険者一人当たりの所得基準を49万円から50万円に、5割軽減の判定をする被保険者一人当たりの所得基準額を27万円から27.5万円に引き上げ、軽減世帯の拡充を図る。改正の影響は、今年度の所得状況でみると2割軽減で約10世帯、5割軽減で約25世帯の増加となる見込み。世帯の所得が33万円以下を対象とする7割軽減については、変更なし。軽減判定所得を見直すことによって、中間所得層の被保険者の負担に配慮し、その分を課税限度額の見直しで賄おうとするもの。 <p>(質問、意見 なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準保険料率について <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税は、市から県へ納める国保事業費納付金の財源となる。また、医療費通知の作成送付や人間ドックの助成などの保健事業の財源としても必要となる。 一般被保険者に係る納付金の支払い等に必要な保険税額は約8億9,200万円。この額は、国保事業費納付金と保健事業費とを足し、過年度分の保険税収入額と一般会計からの繰入金などの収入額を差し

引いて計算したもの。この額を確保するため、県は、県内統一の算定方法によって市町村ごとの保険料率の標準的な水準を算定し、市町村標準保険料率として市へ提示している。

・ 県内統一の算定方法について

算定方式は3方式。応能割：応益割は46：54。

現行西脇市では資産割を含む4方式を採用しているが、県内統一の算定方法は3方式を採用。

応能割とは、被保険者の前年所得など能力に応じて賦課した総額の割合のこと。応益割とは被保険者単位、世帯単位など受益に応じて賦課した総額の割合のこと。

所得割の総額と、均等割・平等割の総額との割合が50：50というのが国が示す基本であるが、兵庫県の平均所得額が全国平均と比較して低いため、応能割の割合を下げ、46：54で算定されている。

現年度分として必要な保険税額を確保するために県内統一の算定方法で算出したものが、市町村標準保険料率として県から提示されている。この率が、将来的に見据えている県統一の保険料率に近いものである。また、国は市町村標準保険料率を参考に税を決定することとしているため、本日諮問した改正案の基準となるものである。

(質問、意見 なし)

・ 保険税の改定（案）について

県から提示された市町村標準保険料率を基準に、改定案を作成。算定方式は県統一の3方式を採用し、資産割を廃止しようとするもの。所得割については、提示の率を維持し、均等割と平等割については提示の額をもとに100円未満を切り上げ。

・ 現行税率との差について

医療分では所得割が7.90%から6.93%へ(-0.97%)、資産割が廃止、均等割が26,000円から28,000円へ(+2,000円)、平等割が25,000円から19,700円へ(-5,300円)、課税限度額が54万円から58万円へ(4万円引き上げ、地方税法の改正によるもの)

後期支援分では、所得割が2.10%から2.33%へ(+0.23%)、資産割が廃止、均等割は7,700円から9,500円へ(+1,800円)、平等割は6,000円から6,700円へ(+700円)

介護分は、所得割が1.7%が2.3%へ(+0.6%)、資産割が廃止、均等割は8,700円から12,000円へ(+3,300円)、平等割が5,000円から5,600円へ(+600円)

改定案では、医療分・後期支援分・介護分のそれぞれで、必要な保険税額の総額を確保するための市町村標準保険料率が算出されているので、医療分については下がる方向で、後期支援分、介護分については上がる方向となっている。特に40歳から64歳までの被保険者に賦課する介護分の上り幅が大きいため、この年齢層の被保険者の保険税は値上がりとなる。

[現行税率と標準保険料率との比較]

平成29年7月当初賦課時点で保険税額を比較すると、医療分は総額で68,821,325円の減額、一人当たりでは6,382円の減額となる、後期支援分は総額で26,638,400円の増額、一人当たりでは2,233円の増額となる。介護分は総額で20,009,680円の増額、5,563円の増額となる。

被保険者一人当たりの保険税額は、現行税率では90,414円、市町村標準保険税率では87,933円となり、2,481円の減額となる。平均値を見ると一人当たりの保険税額は減額となるが、今回の改定は介護分の上り幅が大きいため、40歳から64歳までの被保険者一人当たりは、1,414円の増額となる。

世帯の被保険者人数や40歳から64歳までの被保険者数を設定し所得階層ごとの保険税のシミュレーションを作成。40歳から64歳までの被保険者がいる世帯では、どの所得階層でも値上がりし、特に600万円を超える所得層については、医療分の課税限度額の引き上げとあわせて7万円以上の改定となる。40歳以上がない若い年代の世帯では、低、中所得層は減額となるが、700万円を超える世帯では、課税限度額の引き上げとあわせて大きな増額となる。高齢者のみの世帯では、介護分の賦課がないため、所得が0円の層を除き、所得が600万円までの層では減額となる。800万円以上の層では課税限度額の引き上げの影響を受ける。40歳から64歳までの単身世帯では、低所得層の負担が少し増え、700万円以上の改定では後期支援分、介護分の増額が大きくなり、大幅な増額となる。40歳から64歳までの2人世帯では、すべての所得階層で増額となり、700万円以上では特に増える。

会 長

(意見、質問 なし)

事務局

○その他

・1/30神戸新聞の記事「国保基準額37市町で上昇」について

記事中の表「兵庫県内41市町の一人当たりの保険料基準額」には、西脇市の基準額は134,022円で、1.9%増と記載されている。

	<p>この基準額は、市町ごとの一般会計の繰り入れなどを考慮していないため、実際の保険料とは異なるものであり、今回の制度改革による市町の負担の増減を比較するために算出されたもの。2.9%という基準より高い市町には激変緩和措置がある。今年から来年にかけての県全体の一人当たり保険料額の伸びが1.9%と見込まれており、各市町にはその増加分の解消幅として1%は期待するというので、足して2.9%というラインを県が定めている。2.9%を超える17市町が激変緩和として財政支援を受けるが、西脇市は1.9%なので対象になっていない。結果として、西脇市にとって今回の制度改革は他の市町に比べれば影響が少ないという見方ができるが、この数字は実際の保険料とは違うということは認識いただきたい。</p> <p>(質問、意見 なし)</p>
会 長	<p>○答申について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問のとおり答申すると決定してよいか。→承認 ・ 答申の内容については、会長一任でよいか。→承認 ・ 2月5日に答申する。 ・ 後日、答申書のコピーを委員に送付する。
事務局	<p>○閉会</p>